

令和6年第1回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和6年1月30日（火）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

## 第 1 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 6 年 1 月 30 日、第 1 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

### 会議に出席した委員

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1 森 川 保   | 8 小 泉 聡    |
| 2 草 薙 初 夫 | 9 鈴 野 伸 吾  |
| 3 若 菜 成 之 | 10 吉 川 浩 正 |
| 5 池 上 元 徳 | 11 市 川 芳 明 |
| 6 吉 川 稔 恒 | 12 山 村 優 子 |
| 7 吉 川 充   |            |

### 会議を欠席した委員

- 4 曾 根 将 彦

### 会議に遅刻した委員

### 会議を早退した委員

### 会議に出席した農地利用最適化推進委員

- 曾 根 覚 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- |   |      |       |
|---|------|-------|
| 1 | 事務局長 | 田川敦子  |
| 2 | 次長   | 曾根和士  |
| 3 | 庶務係長 | 河野誠   |
| 4 | 主事補  | 束田佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第1号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第2号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第2号 農用地利用集積計画について

その他

午後 1 時30分開会

- 議長 ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。
- これより令和 6 年第 1 回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。
- それでは、本日の議事に入ります。
- 本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承ください。
- なお、4 番曾根将彦委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。
- 日程第 1、議事録署名委員の指名について。
- 座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、2 番草薙初夫委員、11 番市川芳明委員の両名を指名いたします。
- 次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。
- まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 5 年12月27日（水）から令和 6 年 1 月29 日（月）までの概要でございます。
- 先月、12月27日（水）、この場所におきまして、令和 5 年第12回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、5 件、9 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、3 件、5 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。
- 続きまして、議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2 件、9 筆、農地改良工事施工届出について、1 件、1 筆、新規の農用地利用集積計画について、貸手が 2 人、借人が 2 人、筆数が 8 筆、令和 5 年12月に更新時期を迎えた農用地利用集積計画について、貸手が14人、借人が 8 人、筆数が22筆の以上 4 議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。
- 続きまして、年末12月28日（木）と年始 1 月 4 日（木）に小泉会長と草薙職務代理が挨拶のために市長を訪問しております。
- 1 月23日（火）には農地部会を開催し、本日の議案に対し事前協議を行いました。
- 続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 6 件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。  
報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第1号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第2号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 　　日程第3、報告第1号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年1月30日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第2号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年1月30日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページ、総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目、畑が4筆、地積合計が2,029㎡。

農地法第5条届出について、地目、田が2筆、地積合計が134㎡。

合計としまして、地目、田が2筆、地積、134㎡、畑が4筆、地積、2,029㎡、合計としまして、6筆、地積が2,163㎡です。

以上です。

議長 　　ただいま、まとめて報告がございました。  
報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について

を議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年1月30日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出するもので、これまでの3年間、農業経営を行っていたか審査するものでございます。

資料3ページをご覧ください。

まず申請人でございます。座間市入谷西二丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年1月28日から令和6年1月30日。

特例適用農地につきましては、番号1、座間字清水■■■■■、地目、田、地積、999㎡。番号2、入谷西2丁目■■■■■、地目、畑、地積、36㎡。番号3、入谷西2丁目■■■■■、地目、畑、地積、99㎡。番号4、入谷西2丁目■■■■■、地目、畑、地積、145㎡。番号5、入谷西2丁目■■■■■、地目、田、地積、152㎡。番号6、入谷西2丁目■■■■■、地目、畑、地積、132㎡。番号7、入谷西2丁目■■■■■、地目、畑、地積、906.71㎡、合計7筆、2,469.71㎡でございます。

場所につきましては、案内図4ページから6ページをご覧ください。

中河原橋南西側に位置する田、1筆、座間小学校東側に位置する畑、5筆、主要地方道町田厚木線西側の畑、1筆です。

申請者の■■■■■さんは、平成8年にこの農地を相続しております。

農機具は、耕耘機、草刈り機等を所有し、約2反余りを耕作しております。

農業経営といたしましては、本人と奥さんで、露地野菜や水稻を作付されております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 23日に農地部会委員と局長をはじめ職員の方と一緒に現地を調査してまいりました。一番上の番号1の田についてはタブレットでの確認です。こちらは問題ありません。

2から7番については、全員で圃場確認に行つてまいりました。あくまでも現時点では、耕作状況には何ら問題はないと思います。

現時点では、耕作はきちんとされております。ご自分の先祖からの財産をきれいに守っていただけると思います。

以上です。

議 長 議案第1号の地区担当委員は吉川稔恒委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川(稔)委員 [ ]さんは私の近所の方なのですが、一時は体調を崩されたときがありました。しかしながら、現在、回復されて、今、少し説明があったように奥様が軽トラを運転され、その横に座って農地の管理というのですか、野菜作りを中心に頑張っておられます。問題ないと思います。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第2号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、議席番号 [ ]委員は当事者でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いいたします。

( [ ]委員 退室)

議 長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第2号、農用地利用集積計画について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承



が必要となります。

事務局から双方当事者へ継続の意向確認の連絡を行いまして、本議案のとおり継続の申出がありました。

権利の種類といたしましては、全て使用貸借です。

貸し借りの期間といたしましては、令和6年2月1日から令和8年12月31日までの計画です。

そのほかの内容につきましては資料のとおりですので、ご確認をよろしくお願いいたしますします。

この農用地利用集積計画は、借りる方の承認をしていただくものですが、今回の借人は5名の方です。今回、更新分の農用地利用集積計画では、貸人が9人、借人が5人、筆数が10筆、合計面積が5,840㎡となります。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第2号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第2号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、委員の入室を許可します。事務局でご案内をお願いします。

(委員 入室)

議 長 委員にお伝えいたします。ただいま、議案第2号、農用地利用集積計画についてにつきましては、全員の賛成で承認いたしましたので、申し伝えます。

以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、また推進委員の皆様、ここまでで何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かありますか。

その他

- ・今後の農地利用に関する意向調査（座間市）について

議 長

このことについて、何かご意見はございませんか。

吉川（稔）委員

郵送とかをする時期、スケジュールについて教えてもらいたいのですが。

事 務 局

郵送の時期につきましては、今のところは2月中頃から後半にかけてを検討しております。

理由が幾つかありまして、今回のアンケート用紙は厚木市のものを活用、流用という形で、お話をさせていただいて使わせていただいています。厚木市が独自でつくったシステムがあるのです。そのシステムを使いながら今回のアンケート用紙を作る関係で、そのシステムの利用の仕方などを来週、研修等を受けさせていただいて、皆様にお送りさせていただく都合で、2月中には発送させていただく予定です。

吉川（稔）委員

できるかどうか分からないのですけれども、先ほどの議案でも、私は農用地利用集積計画というのは、いい制度だと思っているので、例えば、こういうアンケートを発送するときに、周知する意味で何かチラシみたいなもので、限定はあるのですが、農用地利用集積計画がこういうことでできますとか、納税猶予を受けている土地でもできますと。そういったのは料金がかかってできませんか。提案というか意見なのですが。

事 務 局

今、吉川稔恒委員からいただいたことについてなのですけれども、現状、チラシなどについては一部、検討はさせていただいております。実は、地域計画のチラシだったので、利用集積計画のチラシも検討させていただきたいのですけれども、今回、議案で諮らせていただいた農用地利用集積計画というものの自体が、もう既に法律の中には載っていないのです。いわゆる今回の地域計画というものを作成するときに、この利用集積計画というものから利用促進計画というものに少し変わりました。この利用集積計画が新規で結べるのが来年度末までになっているのです。

その関係があるので、ご案内としては、恐らく地域計画の中で貸し借りの相手などを簡単に決めるのですけれども、それにのっとった貸し借りのご案内というものが主要になるかというように考えております。

吉川（稔）委員

状況は分かりました。

若菜委員 毎年、9月にパトロールを思うのですけれども、そのときにブラックの人にも送るのですか。もう下手をすれば10年も全然耕作されていないし、ごみの捨場所になっているような土地を所有している人にも当然、送るのですか。

事務局 農用地と言われる、いわゆる青地と言われる土地所有者の全員に送ります。農地パトロールで回っていただいている荒廃地があるところについても、全員に送る予定です。

よくあるのが、相続したがどうしたらよいか分からないという話を事務局にご相談される方がいらっしゃるのです。そういう方については、この調査で貸したいというご希望をつけていただいて、それが現状、農業をやってくださっている方の中で拡大したいという方が、それこそ横の畑をやっているなどであれば、その方にお貸しできるようになど、そう考えておりますので、所有者の方、皆様にお送りさせていただきます。

以上です。

議長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、事務局、ほかには何かありますか。

その他

・令和6年能登半島地震義援金の募集について

議長 このことに関して何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、令和6年第1回市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時59分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_

11 番 \_\_\_\_\_